

大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における 建築物の制限に関する条例

制 定 平6.4.1 条例 23

最近改正 平30.12.13 条例 77

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、平成5年大阪市告示第755号に定める岩崎橋地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この条例は、地区計画の区域内の建築物又はその敷地に適用する。

(地区の区分及び名称)

第3条 この条例において地区計画の区域内における地区の区分及び名称は、地区計画に定めるところによる。

(建築物の用途の制限)

第4条 別表（あ）欄に掲げる地区内においては、それぞれ、同表（い）欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が地区の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、大阪市建築審査会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の規定による許可を受けた建築物の増築、改築又は移転で次の各号に掲げる要件に該当するものについて許可をする場合においては、この限りでない。

- (1) 増築、改築又は移転が前項ただし書の規定による許可（以下本項において「特例許可」という。）を受けた際ににおける敷地内におけるものであること
- (2) 増築又は改築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際ににおけるその部分の床面積の合計を超えること

- (3) 前項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと
- 3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに公開による意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

(建築物の容積率の最高限度)

第5条 建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合（次項第2号においては、都市計画道路境川線の区域内に敷地の部分が含まれる場合にあっては、敷地面積から当該敷地の部分の面積を除いて算定した割合）（以下「容積率」という。）は、別表（あ）欄に掲げるC-1地区内にあっては10分の20以下、同表（あ）欄に掲げるC-2地区内にあっては10分の30以下でなければならない。ただし、当該建築物（地盤面下の部分、屋根、ひさしその他市長が別に定める部分を除く。）から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものが1メートル以上のものについては、この限りでない。

2 別表（あ）欄に掲げるD-1地区内の建築物の容積率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値以下でなければならない。

(1) 法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率

10分の20

(2) 法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率

10分の40

3 前2項及び第7項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項及び次項並びに第11条第3項第1号及び第2号において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計

(同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の和) の 3 分の 1 を限度として算入しない。

4 第 1 項、第 2 項及び第 7 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

5 第 1 項、第 2 項及び第 7 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第 1 号及び第11条第 3 項において「自動車車庫等部分」という。）

(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第 2 号及び第11条第 3 項において「備蓄倉庫部分」という。）

(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第 3 号及び第11条第 3 項において「蓄電池設置部分」という。）

(4) 自家発電設備を設ける部分（次項第 4 号及び第11条第 3 項において「自家発電設備設置部分」という。）

(5) 貯水槽を設ける部分（次項第 5 号及び第11条第 3 項において「貯水槽設置部分」という。）

(6) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（次項第 6 号及び第11条第 3 項において「宅配ボックス設置部分」という。）

6 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和) に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) 自動車車庫等部分 5 分の 1

(2) 備蓄倉庫部分 50 分の 1

(3) 蓄電池設置部分 50 分の 1

- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

7 法第52条第14項又は法第59条の2第1項の規定に基づく許可を受けた建築物で法第68条の4の規定の適用を受けるものの容積率は、第2項から前項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができます。

(建蔽率最高限度)

第6条 別表(あ)欄に掲げるB-1地区及びB-2地区内の建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。以下同じ。)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)は、10分の8を超えてはならない。ただし、法第59条の2第1項の規定の適用を受ける建築物については、この限りでない。

2 別表(あ)欄に掲げるD-1地区内の都市計画道路境川線の区域内に建築物を建築する場合においては、建築物の建蔽率は、10分の6(法第53条第3項第2号に規定する建築物にあっては10分の7)を超えてはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 建築物の敷地面積は、別表(あ)欄に掲げるA地区内にあっては30,000平方メートル以上、同表(あ)欄に掲げるB-1地区内にあっては2,000平方メートル以上、同表(あ)欄に掲げるB-2地区内にあっては1,000平方メートル以上でなければならない。ただし、公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合においては、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。
(1) この条例を改正する条例による改正(この条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する条例を制定することを含む。)後の前項の規定の適用の際、同項の規定に相当する従前の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他

の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に相当する従前の規定に違反することとなった土地

- (2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1つの敷地として使用する場合においては、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

(壁面の位置の制限)

第8条 別表 (あ) 欄に掲げるB-1地区及びB-2地区内の建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは高いで高さが2メートルを超えるものは、地区計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、歩行者の利便に供する施設又は地盤面下の部分については、この限りでない。

(建築物の敷地が地区の2以上にわたる場合の措置)

第9条 建築物の敷地が第3条に規定する地区の2以上にわたる場合における第4条第1項及び第7条第1項の規定の適用については、その建築物又はその敷地の全部について、敷地の過半が属する地区内の建築物に関するこれらの規定を適用する。

(土地区画整理事業の施行による建築物の移転が生じた場合の措置)

第10条 大阪都市計画事業岩崎橋土地区画整理事業（以下「事業」という。）において、事業の施行者から土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定により仮換地又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分（以下「仮換地等」という。）を指定された場合において、従前の宅地に存する法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物（以下「従前の建築物」という。）を仮換地等に移転したときは、移転後の建築物又はその部分については、次の各号に掲げる範囲内において建築する場合に限り、同項の規定は、適用しない。

- (1) 移転後の建築物又はその部分において第4条第1項の規定に適合しない用途が、従前の建築物又はその部分において同項の規定に適合しない用途と同一であること
- (2) 第4条第1項の規定に適合しない用途に供する移転後の建築物の部分の床面積の合計は、従前の建築物における当該部分の床面積の合計を超えないこと
- (3) 第4条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、移転後の建築物におけるそれらの出力、台数又は容量の合計は、従前の建築物におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第11条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の同項の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項、法第53条、第5条第1項及び第2項並びに第6条の規定に適合す

ること

- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと
- (3) 増築後の第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと
- (4) 第4条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと
- (5) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分となること
- (2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時（法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により

引き続き第5条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の同項の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。）における当該部分の床面積の合計を超えないものであること

(3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、第5条第6項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること

4 法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第12条 市長がこの条例の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、当該規定は、適用しない。

(1の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第13条 法第86条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する1又は2以上の建築物（以下「1又は2以上の建築物」という。）で法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、同項の規定により1の敷地とみなされる一団地を当該1又は2以上の建築物の1の敷地とみなして、第5条第2項から第7項までの規定（以下「特例対象規定」という。）を適用する。

- 2 法第86条第2項の規定に基づく認定を受けた建築物で法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、同項に規定する一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の1の敷地とみなして、特例対象規定を適用する。
- 3 法第86条第3項の規定に基づく許可を受けた1又は2以上の建築物で法第68条

の4の規定の適用を受けるものについては、同項の規定により1の敷地とみなされる一団地を当該1又は2以上の建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第7項の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として特例対象規定を適用する。この場合において、当該1又は2以上の建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一団地を1の敷地とみなして適用する同条第2項から第6項までの規定による限度を超えるものとすることができる。

4 法第86条第4項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第7項の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として特例対象規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一定の一団の土地の区域を1の敷地とみなして適用する同条第2項から第6項までの規定による限度を超えるものとすることができる。

5 法第86条の2第1項の規定に基づく認定を受けた建築物及び同項に規定する一敷地内認定建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、同項に規定する公告認定対象区域（以下「公告認定対象区域」という。）をこれらの建築物の1の敷地とみなして、特例対象規定を適用する。

6 法第86条の2第2項の規定に基づく許可を受けた建築物及び一敷地内認定建築物で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、公告認定対象区域をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第7項の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として特例対象規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告認定対象区域を1の敷地とみなして適用する同条第2項から第6項までの規定による限度を超えるものとすることができる。

7 法第86条の2第3項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一敷地内許可建築物（以下「一敷地内許可建築物」という。）で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、同項に規定する公告許可対象区域（以下「公告

許可対象区域」という。) をこれらの建築物の 1 の敷地とみなすとともに、第 5 条第 7 項の規定中「第52条第14項又は法第59条の 2 第 1 項」とあるのは「第52条第14項」として特例対象規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告許可対象区域を 1 の敷地とみなして適用する同条第 2 項から第 6 項までの規定による限度を超えるものとすることができる。

- 8 法第86条第 1 項の規定に基づく認定を受けた 1 又は 2 以上の建築物については、同項の規定により 1 の敷地とみなされる一団地を当該 1 又は 2 以上の建築物の 1 の敷地とみなして、第 6 条第 1 項の規定を適用する。
- 9 法第86条第 2 項の規定に基づく認定を受けた建築物については、同項に規定する一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の 1 の敷地とみなして、第 6 条第 1 項の規定を適用する。
- 10 法第86条第 3 項の規定に基づく許可を受けた 1 又は 2 以上の建築物については、同項の規定により 1 の敷地とみなされる一団地を当該 1 又は 2 以上の建築物の 1 の敷地とみなして、第 6 条第 1 項の規定を適用する。
- 11 法第86条第 4 項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の 1 の敷地とみなして、第 6 条第 1 項の規定を適用する。
- 12 法第86条の 2 第 1 項の規定に基づく認定を受けた建築物及び一敷地内認定建築物については、公告認定対象区域をこれらの建築物の 1 の敷地とみなして、第 6 条第 1 項の規定を適用する。
- 13 法第86条の 2 第 2 項の規定に基づく許可を受けた建築物及び一敷地内認定建築物については、公告認定対象区域をこれらの建築物の 1 の敷地とみなして、第 6 条第 1 項の規定を適用する。
- 14 法第86条の 2 第 3 項の規定に基づく許可を受けた建築物及び一敷地内許可建築物については、公告許可対象区域をこれらの建築物の 1 の敷地とみなして、第 6 条第 1 項の規定を適用する。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主
 - (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第7条第1項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者
 - (3) 第5条第1項若しくは第2項、第6条又は第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
 - (4) 法第87条第2項において準用するこの条例の第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第1項の罰金刑を科する。

（施行の細目）

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平7.2.15 条例9）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平9.9.30 条例62）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平11.3.17 条例25）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平11.5.28 条例44）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平13. 3. 5 条例19、平成13. 5. 18 施行、告示562の7)

この条例の施行期日は、市長が定める

附 則 (平14. 12. 20 条例97)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平17. 5. 30 条例72、平17. 6. 1 施行 告示514の19)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平17. 10. 19 条例161)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平22. 12. 15 条例82)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平24. 11. 20 条例117)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平26. 9. 22 条例120、第5条第3項の改正規定 (「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に改める部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。)、平27. 6. 1 施行 告示738)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定 (「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に改める部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。) の施行期日は、市長が定める。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平27. 6.11 条例84)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平30. 2.26 条例10)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

附 則 (平30. 12.13 条例77)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

別 表 (第4条関係)

(あ)	(い)
地区の名称	建築物の用途の制限
A地区	(1) 法別表第2(と)項第2号、第3号及び第4号に掲げるもの (2) 法別表第2(わ)項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第6項に規定する営業の用に供する建築物
B-1地区	(1) 法別表第2(と)項第2号、第3号及び第4号に掲げるもの
B-2地区	(2) 風営法第2条第6項に規定する営業の用に供する建築物
C-1地区	風営法第2条第6項に規定する営業の用に供する建築物
C-2地区	
C-3地区	
D-1地区	

D-2 地区